

「フレスト」「もより市」 「身だしなみ基準」を大幅に変更します ～より自分らしく、より働きやすく～

株式会社京阪ザ・ストア（本社：大阪市中央区、社長：達川 俊夫）では、「フレスト」「もより市」で勤務する従業員の身だしなみ基準を、10月1日（火）から大幅に変更いたします。

この取り組みは、時代の変化とともに、個人の価値観が多様化し、労働環境やライフスタイルが変化していくなかで、従業員一人ひとりの個性を尊重し、より自分らしくいきいきと意欲的に働き、輝くことができる職場環境の実現に取り組むものです。なお、これまでと同様に、従業員の身だしなみは、清潔感があり、衛生的であること、また安全であることや、業務に支障をきたすことなく、さらにお客様に不安感や不快感を与えないことを前提としています。お客様のご理解ご協力のもと、「食」を取り扱う「フレスト」「もより市」の従業員として、これまで以上にお客様に喜んでいただける接客・サービスの提供に努めます。

【新しい身だしなみ基準（一例）】

髪色	自由
髪型	原則自由 ※長い髪は一つにくくる。奇抜な髪型を除く。
ヘア アクセサリ	色自由 ※装飾が大きなものは除く
ピアス	着用可 ※耳のみ
ネックレス	可 ※衣服の上にかからない
ネイル	可 ※付け爪、表面の装飾は除く
カラーコンタクトレンズ	可 ※自然な黒、茶のみ

※安全面、衛生面の観点で一部条件があります。



以上